

議員提出議案第5号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年11月25日

川崎市議会議長 潮田智信 様

提出者 川崎市議会議員 飯塚正良

〃 大島明

〃 岩崎善幸

〃 竹間幸一

〃 宮原春夫

〃 矢沢博孝

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（期末手当）

第6条 議会議員で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した議会議員（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議会議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、川崎市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の160」を「100分の145」に、「100分の150」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月の期末手当の額の特例）

2 第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第6条第2項

の規定にかかわらず、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とに差額が生じることとなる者に対して平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たない場合にあっては同項の規定により算定される額（以下「基準額」という。）に当該差額を加えて得た額とし、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超える場合にあっては基準額から当該差額を減じて得た額とする。

(1) 平成21年6月に支給した期末手当の額及び基準額の合計額

(2) 次に掲げる額の合計額

ア 平成21年6月1日において川崎市議会議員（以下「議会議員」という。）が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の145を乗じて得た額

イ 平成21年12月に支給する期末手当について、新条例第6条第2項中「100分の150」とあるのを「100分の165」と読み替えて、同項の規定に準じて算定される額

提 案 理 由

川崎市特別職員給与条例の適用を受ける職員の例によることとされていた議会議員の期末手当の額その他期末手当の支給に関し必要な事項を定めるため、及び議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。